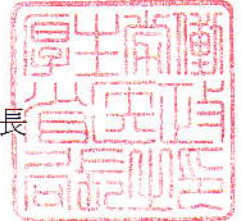




医政発 0328 第 1 号
平成 24 年 3 月 28 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局長



衛生検査所立入検査実施要綱の送付について

衛生検査所に対する立入検査については、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5 第 1 項に基づき行われているところであるが、平成 17 年 5 月 2 日付公布「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律」(法律第 39 号)、平成 23 年 2 月 23 日付公布「臨床検査技師等に関する法律施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令」(厚生労働省令第 17 号)の施行に伴い、平成 10 年 7 月 24 日付公布「衛生検査所立入検査実施要綱」(経第 43 号)(ただし、検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所を除く。)を廃止し、今般新たに作成したので送付する。

各都道府県、保健所設置市、特別区においては各法律、政省令、「衛生検査所指導要領」に基づき立入検査を実施頂いているところであるが、この「衛生検査所立入検査実施要綱」を参考のうえ効率的な立入検査を実施願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。